

防災対策に資する南海トラフ地震調査研究
プロジェクト
公募要領

令和2年3月
文部科学省研究開発局
地震・防災研究課

目次

I. 公募課題について	1
1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
(1) 対象とする取組	1
(2) 事業の枠組み	3
(3) 事業期間、事業規模及び採択数	4
(4) 経費	4
II. 応募について	5
1. 応募に必要な要件等	5
2. 応募対象機関	5
3. 申請者及び研究代表者	6
III. 審査・評価等について	6
1. 審査	6
(1) 審査方法	6
(2) 審査基準	6
(3) 選定結果の通知	6
2. 評価等	6
(1) 外部評価委員会による評価	6
(2) 文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による評価	6
IV. 契約について	7
1. 契約締結	7
2. 知的財産権の取扱い	7
3. 取得資産等の取扱い	8
(1) 所有権	8
(2) 委託期間終了後の設備備品等の取扱い	8
(3) 委託業務の成果について	8
V. 進捗管理、事業の実施について	8
1. 進捗管理について	8
2. 委託業務の実施について	8
3. 研究費の適正な執行について	9
(1) 誓約書の提出等	9
(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について	9
(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	9
(4) 繰越について	9
(5) 経費の取扱区分について	10
(6) 費目間流用について	10
(7) 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	10
4. 研究活動における不正行為等について	10
(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	10
(2) 不正使用及び不正受給への対応	11
(3) 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	12

(4) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく 体制整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく 取組状況に係るチェックリストの提出について・・・・・・・・	13
(6) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく 研究活動における不正行為に対する措置について・・・・・・・・	13
(7) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について・・・・・・・・	15
(8) 関係法令等に違反した場合の措置・・・・・・・・	15
VI. 提案書の作成、提出等について・・・・・・・・	15
1. 参加表明書の提出・・・・・・・・	15
2. 企画提案書等の提出・・・・・・・・	16
3. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について・・・・・・・・	17
4. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて・・・・・・・・	18
5. e-Rad からの内閣府への情報提供等について・・・・・・・・	18
VII. その他・・・・・・・・	19
1. 説明会の開催日時及び開催場所・・・・・・・・	19
2. スケジュール・・・・・・・・	19
3. 研究設備・機器の共用促進に係る事項・・・・・・・・	19
4. 社会との対話・協働の推進について・・・・・・・・	20
5. 年度末までの研究期間の確保について・・・・・・・・	20
6. 研究者情報の researchmap への登録について・・・・・・・・	21
7. 博士課程（後期）学生の処遇の改善について・・・・・・・・	21
8. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について・・・・・・・・	21
9. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)・・・・・・・・	21
10. その他・・・・・・・・	22

I. 公募課題について

1. 事業の目的

南海トラフでは、政府の地震調査研究推進本部(以下、「地震本部」という。)の長期評価によれば、過去に繰り返しマグニチュード8程度以上の地震が発生しており、今後30年以内にマグニチュード8～9レベルの地震が起こる確率は70～80%とされ、今後も同海域を震源として巨大地震・津波が発生することが懸念されている。また、中央防災会議が南海トラフ巨大地震の被害想定(平成24年8月・平成25年3月公表)について、最新のデータに基づき再計算した結果によると、最大約208兆円の経済的被害、約23万人の人的被害が想定されており、関係地域は防災・減災対策の一層の強化が求められている。

さらに、南海トラフでマグニチュード8クラスの大地震が発生し、残りの領域においても連動して大地震が発生する可能性が高まる(「半割れ」ケース)などの、「異常な現象」が観測され得る可能性が、平成29年の中央防災会議防災対策実行会議報告書等において示されている。こうした「異常な現象」が起こった際に、その後の地震活動の推移を、科学的・定量的データを用いて評価することを目指し、その評価手法の開発を行う。また、南海トラフ地震による社会の被害を最小限に抑えるため、南海トラフ沿いでの「異常な現象」が観測された場合の住民・企業等の防災対策のあり方や、防災対応を実行するにあたっての仕組みについて研究を実施する。なお、研究期間は約5年間とする。

そのほか、本公募は、令和2年度予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合がある。

2. 事業の概要

(1)対象とする取組

南海トラフの地震活動の現状把握と通常とは異なる活動の検出能力の向上を図るため、震源決定精度向上と地震活動の推移予測の手法開発・確立に向け、構造モデルの構築とプレート固着・すべりのシミュレーション等を行う。本事業において海域の詳細構造を把握し、3D構造モデルの構築及び自動震源決定システムを高度化することにより、即時震源決定の精度や信頼性を高める。さらに、構築した3D構造モデルを用いて南海トラフ域の固着・すべり分布の高精度な推定手法の開発を行い、推移シナリオの検証を目指す。また、南海トラフ地震発生時に、人々の命、企業活動の継続や都市機能を守るため、災害対応のモニタリングによる研究や、ビッグデータを活用したより高度なシミュレーション手法の開発等を行う。理学及び工学・社会科学の両観点からの研究により防災対策促進に貢献するため、以下のサブテーマについて研究を実施する。

なお、実施にあたっては、過去に実施された研究等の結果を有効活用することとする。また、効率的かつ効果的な調査研究を実施するため、関係の自治体等と連携を図るとともに、研究成果を地域へ普及・還元する観点から、必要に応じ、これら事業期間を通じて自治体等と連携し、広報等の情報発信を実施する。

【理学研究】

(a) 高精度な3D構造モデルに基づく自動震源決定システムの開発

南海トラフの地震活動の現状把握とそれに基づいて通常と異なる活動を検出し迅速に情報発信する為には、海陸地震観測データによる地震活動状況を精度よく即時的に決定する必要がある。そこで、本サブ課題では、3次元(3D)構造モデルを用いた自動震源決定システムを開発する。先行プロジェクトの成果を利用し海陸統合3D地下構造モデルを構築するとともに、海底常設地震・津波観測点については地下構造探査データに基づく観測点補正值を評価し、自動震源決定システムに反映する。さらに、南海トラフでの地震活動現状把握と通常と異なる活動の検出を即時的に精度よく情報発信を行うための研究開発を行う。

(b) プレート固着・すべり分布のモニタリングシステムの構築

南海トラフのプレート固着・すべりの現状把握とそれに基づいて通常と異なる固着・すべり状態の検出し迅速に情報発信する為には、海陸地殻変動データによるプレート固着・すべりを精度よく即時的に決定する必要がある。そこで、本サブ課題では南海トラフでのプレート固着・すべりの現状把握と通常と異なる固着・すべり状態検出を即時的に精度よく情報発信を行うため、3D 構造モデルを用いた地殻変動計算手法を開発する。また、地震観測による地震発生帯浅部でのゆっくり地震活動のモニタリングにより、浅部プレート境界のプレート間固着状況を推定する。開発した計算手法及びゆっくり地震分布、海陸地殻変動データを用いてプレート固着・すべり分布評価を実施するとともに、(c)の推移予測モデルへの活用をはかる。

(c) 3D モデル・履歴情報を用いた推移予測

南海トラフにおいて一定規模以上の地震が想定震源域あるいはその近傍で発生した場合や、通常と異なるゆっくり滑りが進行した場合、地震活動・地殻変動データと現実的なモデルによるモデル駆動型のプレート固着・すべりの推移予測が必要となる。そこで、本サブ課題ではプレート固着・すべり推移予測の手法開発・確立に向けて、過去の地殻変動情報や長期的な推移予測を可能とするための3D粘弾性構造モデルを構築し、シミュレーションと地殻変動データを用いたデータ同化による断層固着・すべり時空間推移計算手法を開発する。また、過去の地殻変動情報を取得するため海底津波堆積物ならびに津波史料・陸上津波痕跡調査を実施する。

【工学・社会科学研究】

(d) 臨時情報発表時、人々の行動意思決定に資する情報の提供

令和元年 5 月から、気象庁による「南海トラフ地震臨時情報」の発表が開始となり、南海トラフ沿いの大規模地震発生可能性が平時と比べ相対的に高まった際に臨時情報が発表されるが、発表された際に、どの範囲の、どのような人々が事前避難すべきか意思決定可能な客観的基準が存在しない。そこで、過去に実施された調査研究等を活用した津波シミュレーションをベースに、事前避難の要不要の診断ツールを開発する。さらに、臨時情報発表時の人口動態予測システムを開発する。

(e) 発災時の企業の事業活動停止を防ぐ

現在、多くの企業の事前防災対策に使われている被害想定は、発災時の人・物の流れを考慮しきれていない。そこで、よりリアルな被害推定のため、基盤的なハザード・リスク情報を取り込んだ地震発生直後における人口分布、物流等の社会様相モニタリング手法を開発する。また、臨時情報発表時の産業の萎縮回避や企業の積極的な事前防災投資による社会の地震災害に対するレジリエンス向上を目的として、マルチスケールでの事態想定シミュレーション手法を開発する。

(f) 発災時の大都市機能の維持

南海トラフ巨大地震時においても、首都圏を代表とする大都市機能の維持は重要である。特に長周期地震動の影響を受けやすい高層ビル内の官庁・企業の臨時情報発表時の事業継続は、首都機能維持のため喫緊の課題である。そこで、過去に実施された調査研究等を踏まえた 長周期地震動の情報を活用したダイナミック災害シナリオの生成技術を開発する。さらに、中長期的な被害軽減も見据えて、災害事象をリアルタイムで定性的に予測する技術を開発し、これらの成果を踏まえて、都市機能を守るための高層建築物の長周期地震動対策を研究する。

なお、本事業の実施期間は原則 5 年間とするが、事業開始後 3 年目に外部評価委員に対して中間報告会を開催し、前期事業についての評価を行うこととする。評価の結果に応じて計画の変更等の見直しを行い、継続して後期事業を実施する機関として不適当と評価された場合には、後期事業について再度公募を行うこともあり得る。

報告書は7部とし、必要な図面を添付すること。調査研究によって得られた各種原図も添付すること。報告書は印刷物のほか、電子媒体(CD-ROM 等)でも納品すること。原図もできる限り電子媒体化すること。

(留意事項)

1) 地域連携・地域の内在リスクの共有

研究成果を地域へ還元する観点から、事業期間を通じて自治体等と連携し、情報の共有化を行うこと。具体的には、当該地域の自治体担当部局や社会インフラ事業者などを対象とした地域勉強会等を実施するとともに、広報担当を含めた適切な体制を構築すること。

※なお、研究成果が地域において長期的かつ、より多くの関係者に活用が図られるよう、作成・使用した資料などは、可能な限り WEB ページで公開し、フリーダウンロードが可能となるよう、環境を整備すること。

2) 成果の公開について

本事業により得られた各種データについては、「地震・防災研究課の事業における観測データ等の公開のあり方について」(別添 1)を参照の上、適切な形で公開を行うこと。なお、別添 1 に記載の「非公開とできる事由」にもとづきデータを非公開としたい場合には、成果報告書にその旨を明記することにより、各年度末から 3 年間で上限に非公開とできる。ただし、事前に文部科学省に別添 1 様式により了承を得ることとする。その後、公開できる状態になった際や、3 年が経過した際には、速やかに成果報告書を差し替えるあるいは電子媒体化したものを別途添付し、データ公開を行うこと。

3) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の審議への協力について

地震調査委員会および地震調査委員会下の部会、分科会に対し、必要に応じて資料作成、提供を行うものとする。

(2) 事業の枠組み

① 代表機関

事業責任機関として、企画提案により設定される研究項目(以下、「研究項目」という。)を担当し、進捗管理を行う。なお、参加機関、協力機関がある場合は、その機関とともに研究項目を担当する。

また、研究項目間の連携の調整を実施するとともに、参加機関における取組の進捗状況を管理する等、事業全体の管理業務を行う。

② 参加機関

代表機関からの必要に応じ、研究項目の分担責任を負う機関として、研究項目の進捗管理を行う。なお、協力機関がある場合は、その機関とともに研究項目を担当する。

③ 協力機関

代表機関または参加機関からの必要に応じ、研究項目を実施する上で、代表機関または参加機関

と連携協力する。

④研究代表者

本事業全体を効率的・効果的に運営するため、課題の進捗管理と研究項目間の調整を行う等、事業全体を統括し、指導・助言を行う。なお、研究代表者は代表機関から選出する。

⑤外部評価委員会

代表機関は、適切かつ効果的に調査研究を推進するため、複数分野の外部有識者のみで構成される外部評価委員会を設置する。(本事業の代表機関、参加機関及び協力機関の研究者による研究計画やその実施状況、成果についての報告に基づき、外部有識者は事業の内容について改善に関する助言を行う。また、事業終了年度には、事後評価を実施する(評価については、Ⅲ. 2. 参照)。本委員会は年度内に1回以上実施することとし、開催・運営等にかかる経費は本事業の予算より支出すること。なお、本委員会には文部科学省の期待する成果や得られた成果の活用の方針、その他行政管理上の方針とルール等との整合性や解釈の提示の立場から、文部科学省担当者がオブザーバーとして参加する(文部科学省担当者分の旅費等は事業費には含まない)。外部有識者の選定にあたっては、文部科学省の承認を得ること。また、利害関係者は任命しないこと。

⑥全体会議

代表機関は、必要に応じて、事業の取り組みの状況や進捗、実施する上での課題等について、代表機関、参加機関で、意見の調整、方針や見解の統一等を図るため、全体会議を設置することができる。なお、全体会議を設置した場合で、文部科学省が全体会議の傍聴を希望した時は、その出席について承諾すること。

(3)事業期間、事業規模及び採択数

事業期間:令和2年度～令和6年度(5ヶ年事業(予定))

ただし、国の財政事情等により事業期間を保証するものではない。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

事業規模:各年度の計画額の上限は420百万円とする。

上記の事業規模は、直接経費と間接経費(直接経費の30%)とで構成される。ただし、予算状況によっては、各年度の事業内容や計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

採択数:1件又は複数者とし、採択者数によって予算配分を調整する。

(4)経費

- 申請内容の実施に必要な経費については、文部科学省から委託費として代表機関(Ⅱ. 2. 1)項参照)と契約することとする。
- 申請できる経費は、事業計画の遂行に必要な以下の経費である。事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意すること。申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合う適切な規模の所要経費を算出すること。事業を実施する上で直接必要となる経費(設備備品費、人件費、業務実施費)に使用できる。また、事業を実施する上で間接的に必要となる経費(事業の推進に資する研究部門に係る経費等を含む。)を、間接経費として手当することを可能とする。なお、間接経費の取扱いについては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針における間接経費の主な使途の例示について(令和元年7月18日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」を参考とすること。
- 本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しているため、経費の内訳については別添2別紙の府省共通経費取扱区分表を参考とすること。

II. 応募について

1. 応募に必要な要件等

- ① 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人または被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2. 応募対象機関

応募は日本国内の以下の機関を対象とする。また、複数の機関により共同申請することができる。

- ・大学、大学共同利用機関法人
- ・国立研究開発法人、独立行政法人
- ・地方公共団体、地方独立行政法人
- ・公益社団法人、公益財団法人、一般財団法人、一般社団法人
- ・特定非営利活動法人
- ・その他法人格を有する者

共同申請に当たっては、1 つの機関が代表機関となり、代表機関から再委託を受ける機関は参加機関(再委託機関)となる。代表機関等の詳細については以下のとおり。

1) 代表機関

- ・文部科学省と直接委託契約を締結する。
- ・文部科学省から直接の受託者として、一切の契約責任を有する。採択された事業を実施するとともに、運営管理、財産管理等の管理を行う機関であり、必要に応じて参加機関との間において再委託契約を締結し、参加機関における取組の進捗状況及び取組に要する経費について管理・調整業務を行う。
- ・代表機関の所属員は、雇用関係のある研究者は業務参加者として、客員の教員・研究員や雇用関係のない学生等は業務協力者として、研究またはその業務の補助に従事する。

2) 参加機関(再委託機関)

- ・代表機関との間で再委託契約を締結して事業に参画し、研究項目を担当する(企画提案書にどの部分をどの機関に再委託をするのか示すこと。原則的に研究項目単位で再委託することが想定されるが、一つの研究項目を複数の機関で担当する場合は、その研究項目のどの部分を再委託するか明確にすること)。
- ・参加機関の所属員は、雇用関係のある研究者は業務参加者として、客員の教員・研究員や雇用関係のない学生等は業務協力者として、研究またはその業務の補助に従事する。

3) 協力機関

- ・代表機関または参加機関との間で再委託契約を締結することは認められない。ただし、代表機関または参加機関より、研究項目実施に係る旅費・謝金の支給を次の業務の範囲内で可能とする。
- ・協力機関の所属員は、代表機関または参加機関の求めに応じ、当該機関の業務協力者として、専門知識の提供や助言等を行う。ただし、代表機関または参加機関が実施する研究を直接代理することはできない。(会議出席のほか、例えば、現地調査への同行と助言、試料・データ等の提供や解釈に関

する助言や依頼を受けて再解析等をした結果の提供などは可能であるが、協力機関の所属員が主体となって業務を実施することはできない。)

3. 申請者及び研究代表者

本事業への申請者は代表機関の長(法人の長または担当理事、学部長(学科長)、研究所長等(ただしこの場合、契約代表権を有する者の許諾を得ていること。))とする。本事業の課題に参画する担当者のうち、代表機関に所属する者の中から、研究代表者を指定すること。

Ⅲ. 審査・評価等について

1. 審査

外部有識者からなる審査評価会(以下「審査会」という。)を文部科学省に設置する。審査会は、応募者から提出された企画提案書等に対し、別添 3 の審査要項に基づき審査を行う。審査に当たっては、応募者と利害関係のある委員は当該応募者が応募した研究課題の審査において、審査を行わないものとする。審査会での審査結果により採択候補を選定する。

(1) 審査方法

審査会における審査は、外部からの影響を排除し、応募された課題に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行う。具体的な審査方法は下記のとおり。

① 書類審査

審査会において、提出された企画提案書等にて書類審査を実施する。

② 面接審査

審査会において、書類審査によって選定された応募者等に対して、面接審査を実施する。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 審査基準

企画提案書は、審査基準に基づき、総合的に審査を実施する。具体的審査基準については別添 3 を参照。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、速やかに全ての応募者に選定結果を通知する。

2. 評価等

(1) 外部評価委員会による評価

本事業の最終年度に実施される最後の外部評価委員会にて、事業全般における取りまとめと事後評価について審議し、その結果について報告書を作成し、文部科学省へ提出する。提出先は企画提案書のそれと同様とする(VI. 2. ② 1)項参照)。

(2) 文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による評価

事業実施期間が 3 年目を迎えた時点で中間評価を実施する。中間評価においては、それまでの事業の

進捗状況の評価や社会的な状況等を踏まえて、委託機関として継続することの可否について判断する。その際、必要に応じて参画機関の見直しや入れ替えを実施する場合がある。また、原則として本事業終了までには事後評価を実施する。なお、中間評価及び事後評価の結果は、文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会で決定され、文部科学省のホームページを通じて公表される。

IV. 契約について

1. 契約締結

審査会による採択候補に課題が選定された場合は、委託契約事務処理要領(別添 4)に基づいた委託契約を締結することとし、受託予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については別途、作成・提出された業務計画書の内容を勘案して決定するものとし、応募者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、受託予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、受託予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がある。事前に準備すること。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・業務計画書(委託業務経費内訳を含む)
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・委託業務経費(再委託に係るものを含む)の積算根拠資料(謝金単価表、旅費支給規定、見積書など)
- ・銀行振込依頼書

2. 知的財産権の取扱い

下記の知的財産権については、研究成果の取扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」(平成12年法律第44号)の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である代表機関に権利がすべて帰属することとなる。再委託先である各参加機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ代表機関と各参加機関の間で取り決めて、「別添5:企画提案書等記述要領の様式6 実施体制について」中に記載すること。

- ・特許権、特許を受ける権利(特許法)
- ・実用新案権、実用新案登録を受ける権利(実用新案法)
- ・意匠権、意匠登録を受ける権利(意匠法)
- ・著作権(著作権法)
- ・回路配置利用権(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- ・育成者権、品種登録を受ける権利(種苗法)
- ・コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律)

ただし、代表機関は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととする。

3. 取得資産等の取扱い

(1) 所有権

委託業務の実施過程において取得した資産(設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。)の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなる。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要がある。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこととする。

(2) 委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとする。

(3) 委託業務の成果について

経費が国の予算から支出されている観点から、委託業務の成果は原則公開することとする。

V. 進捗管理、事業の実施について

1. 進捗管理について

代表機関は、課題に係る毎年度の委託業務完了の翌日から61日を経過した日までに、文部科学省に成果報告書を提出する。文部科学省は、委託業務の進捗状況の確認を行う場合があり、そのため、関連する報告を求めるとともに、実施場所において実際の状況の確認を行うことがある。その結果、必要に応じて助言等を行うことがある。併せて、額の確定調査等、適宜経理面の確認も行う。なお、額の確定調査等に当たっては、説明のために概略ポンチ絵等の資料を作成すること。

2. 委託業務の実施について

- ①代表機関は、企画提案書に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算(以下「計画書等」という。)を作成し、文部科学省に提出すること。なお、これらについては、調整の結果、修正を求められることがある。
- ②代表機関は、委託業務の実施に当たっては、計画書等を遵守すること。ただし、計画書等の遵守が不可能な場合、つまり計画書を変更せざるを得ない場合は、事前に文部科学省の承認を得ること。また、課題の進捗状況に応じて、初期の提案内容が基本的に変更にならない範囲で、文部科学省から内容についての指示があった場合は、適切に対応すること。
- ③代表機関は、外部評価委員会または文部科学省から事業について改善の意見等があった場合は、当該意見等を踏まえて実施するよう留意すること。
- ④代表機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出すること。
- ⑤代表機関及び参加機関は、使用した機器や開発したシステムについて、事業期間終了後の活用方策について検討すること。
- ⑥科学技術政策上の課題解決のため、国から要請される改革事項について、代表機関に対応を求めること。

とがある。

3. 研究費の適正な執行について

(1) 誓約書の提出等

- ① 本事業に応募を希望する者は、企画提案書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- ② 前項の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書等を無効とするものとする。
- ③ 前2項は、国立大学法人、国立研究開発法人、独立行政法人または地方公共団体には適用しない。

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)^{*1}の内容について遵守する必要がある。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めること。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※1「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下のウェブサイト参照のこと。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の応募に当たり、代表機関(研究代表者が所属する機関)では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要。(チェックリストの提出がない場合の応募は認められない。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、令和2年4月3日(金曜日)15時までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要。ただし、令和2年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はない。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイト参照のこと。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意:なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となる。登録には通常2週間程度を要するので、十分注意すること。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを参照のこと。

【URL】<http://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行うこと。

(4) 繰越について

事業の進捗に伴い、調査等に際しての事前の調査または研究方式の決定の困難、計画または設計に関

する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他明らかに代表機関または参加機関の責に帰さない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合がある。

(5)経費の取扱区分について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しているため、経費の取扱については別添 2 別紙の府省共通経費取扱区分表を参照のこと。

(6)費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としている。

(7)間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管すること。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究管理システム(e-Rad)により報告すること(複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告すること)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)又は「よくある質問と答え」(<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593>)を参照のこと。

4. 研究活動における不正行為等について

(1)不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金及び提案公募型研究資金(以下「競争的資金等」という)が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。)の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがある。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではないが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性がある。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研

究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であつて、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがある。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告すること。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性がある。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指す(別添5別紙)。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合がある。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合がある。

(2)不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)については以下のとおり厳格に対応する。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。(以下、「不正使用等を行った研究者」という。))や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとる。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合がある。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象	不正使用の程度	応募制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を返還
----------------------	---------	----------------------------------

者		した年度の翌年度から ^{※4)}	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要(制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省において原則公表することとする。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応すること。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を参照のこと。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(3) 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等(※)において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

「他の競争的資金制度等」について、令和 2 年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和

元年度以前に終了した制度においても対象となる。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下の URL を参照のこと。

【URL】

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/> (競争的資金制度)

提案公募型研究資金制度については、近日公開予定

(4)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)^{*1}を遵守することが求められる。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがある。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照のこと。

【URL】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(5)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の応募に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出すること。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の応募は認められない。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づき、令和 2 年 4 月 3 日(金曜日)15 時まで、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要である。ただし、令和 2 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はない。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行いが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要である。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイト参照のこと。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意:なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となる。登録には通常2週間程度を要するので、十分に注意すること。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイト参照のこと。

【URL】<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(6)研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、ガイドラインを準用し以下のとおり厳格に対応する。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等を考慮しつつ委託費の全部または一部の返還を求める。また、次年度以降の契約についても締結しないことがある。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じる。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合がある。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から*)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、または行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、または行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者またはこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、または行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、または行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度

による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限する。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表する。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされているので、各機関において適切に対応すること。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(7) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講すること。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要である。(別添6)

(8) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

【関係法令・指針等に違反する行為等の主な例】

本公募事業が公的研究費を投じて実施される研究活動であることを踏まえ、特に以下に留意して研究を実施すること。

- 公会計に関する法令・規則・指針等に反する行為
- 公的研究費、研究活動における不正、研究開発評価など研究活動に関する指針等に反する行為
- 適正な科学技術の発展を阻害する、生命倫理・安全対策や核物質・放射性物質等の規制に関する法令・指針等に反する行為
- 適正な社会経済の発展を阻害する、安全保障貿易管理(※)、知的財産権保護、天然資源・鉱物等その他開発管理に関する法令・指針等に反する行為
- 上記のほか、法令で定められる罰則が適用される行為

※安全保障貿易管理の詳細については、参考資料「別添 7:安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)」を参照のこと。

VI. 提案書の作成、提出等について

1. 参加表明書の提出

①企画提案書等の提出予定者を把握するため、参加を希望する者は、下記の2. ②の担当まで電子メール

により参加表明書を提出すること。複数の者が共同で申し込む場合は、そのうちの 1 者を代表者として申し込むこととする。参加表明書の書式は(別添 5:企画提案書等記述要領の様式1)とする。なお、参加表明書が未提出の場合または期限が過ぎていた場合は、企画提案書等を提出しても無効になるので、注意すること。

②提出期限

令和 2 年 3 月 27 日(金曜日) 12 時(必着)

2. 企画提案書等の提出

①府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いた提出

本事業は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」対象事業であり、e-Rad を用いて公募情報を公開しているため、応募者は、「V. 進捗管理、事業の実施について」3. (3)で示された応募情報を、令和 2 年 4 月 3 日(金曜日) 15 時までに e-Rad 上で提出すること。なお、詳細については下記 3. ～5. を参照すること。

②企画提案書等の提出

企画提案書等については、下記の方法で提出すること。

1) 企画提案書等の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 中央合同庁舎 7 号館 18 階

文部科学省研究開発局地震・防災研究課 担当 望月、丹下、工藤

電話:03-5253-4111(代) (内線 4443、4135、4435)

電子メール:jishin-pc@mext.go.jp

2) 企画提案書等の提出方法等

i) 用紙サイズは A4 縦判、横書きとする。

ii) 必要な書式および記述方法は、本事業の企画提案書等記述要領(別添 10)を参照のこと。

iii) 提出方法は、電子データ形式で提出すること。

iv) その他

企画提案書等は、日本語及び日本国通貨で記述すること。また、電子データのファイル形式は、一太郎 Ver.9 以降または Word97 以降とする。

3) 提出書類

i) 応募書類(別添 5 様式 2)

ii) 提案概要書(別添 5 様式 3)

iii) 企画提案書等(別添 5 様式 4、様式 5、様式 6、様式 7、様式 8、様式 9、様式 10)

iv) その他必要と思われる資料

※各種情報については e-Rad への入力を基本とし、入力できなかった情報を書類にて提出すること。ただし、e-Rad へ入力した項目についてはその旨を記載した書類を提出すること。

4) 企画提案書等の提出期限等

提出期限: 令和 2 年 4 月 3 日(金曜日) 15 時必着

提出先: 上記 1) に示すメールアドレス

5)その他

企画提案書等の作成費用等については、選定結果に拘わらず応募者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。なお、提出された書類の差し替え及び再提出も認めない。

3. e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

○府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的なシステムである。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものである。

○e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行うこと。応募の流れについては、別添 8 を参照すること。また、応募の際は、特に以下の点に注意すること。

(i)e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となる。

①研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となる。

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行うこと。登録までに日数を要する場合があるので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをすること。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はない。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はない。

②研究者情報の登録

研究機関は所属する研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となる。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照すること。

(ii)e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照すること。

<注意事項>

- ①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要である。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 10MB である。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意すること。やむを得ず上限値を超える場合は、ファイルを分割して送付すること。
- ②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能である。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能がある。また、PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能である。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではないが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照すること。
- ③提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」または「受理済」となっていない申請は無効となる。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認すること。提出締切日時までに研究者

による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、03-6734-4014(内線 4014)まで連絡すること。

(iii) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入すること。(応募書類のフォーマットは変更しないこと。)応募書類の差し替えは認めない。また、応募書類は返却しない。

○その他

(i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができる。利用規約に同意の上、応募すること。

(ii) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは、03-6734-4442 にて受け付ける。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付ける。e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせること。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できない。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	VI. 2. ②. 1)のとおり	VI. 2. ②. 1)のとおり
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 午前 9:00～午後 6:00※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

○ e-Rad ポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

(iii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として24時間365日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがある。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめ告知する。

4. e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(研究課題名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取り扱う。

5. e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用される。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしている。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いする。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになる。

Ⅶ. その他

1. 説明会の開催日時及び開催場所

開催日時: 令和2年3月17日(火曜日) 14時00分から

開催場所: 文部科学省(合同庁舎第7号館東館) 18F1会議室
東京都千代田区霞が関3-2-2

2. スケジュール

- ①公募開始: 令和2年3月13日(金曜日)
- ②参加表明書の提出: 令和2年3月27日(金曜日) 12時必着
- ③公募締切: 令和2年4月3日(金曜日) 15時必着
- ④審査: 令和2年4月6日(月曜日)
- ⑤業務計画書等の提出: 選定後、速やかに提出すること。
- ⑥業務期間: 契約締結日から令和7年3月31日までを予定。

※契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書等作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

<問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎7号館18階
文部科学省研究開発局地震・防災研究課 担当 望月、丹下、工藤
電話: 03-5253-4111(代) (内線 4443、4135、4435)
電子メール: jishin-pc@mext.go.jp

※応募者等からの問い合わせ・相談等は、ホームページ等を通じて等しく周知する。

3. 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6月24日競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされている。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、「機器共用システム」という。)を運用することが求められている。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活

用などに積極的に取り組むこと。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意すること。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進すること。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

[科学技術・学術審議会先端研究基盤部会 (H27.11.25)]

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」

[競争的研究費改革に関する検討会 (H27.6.24)]

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「競争的資金における使用ルール等の統一について」

[競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ (H29.4.20 改正)]

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruuru.pdf

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

4. 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされている。また、これに加えて、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められている。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められている。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いする。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(参考)「第5期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

5. 年度末までの研究期間の確保について

研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、本事業においては、以下のとおり対応する。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、文部科学省研究開発局においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 委託業務実績報告書の提出期限を4月10日とする。(ただし、当該期日が週休日または休日にあたる場合はその前日とする。)
- (3) 委託業務成果報告書の提出期限を5月31日とする。(ただし、当該期日が週休日または休日にあたる場合はその前日とする。)

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めること。

6. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできる。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなる。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されているので、本事業実施者は、researchmap に登録するよう、協力をお願いする。

7. 博士課程(後期)学生の処遇の改善について

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられている。

また、「未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)」(平成27年9月15日 中央教育審議会大学分科会)においても、博士課程(後期)学生に対する多様な財源によるRA(リサーチ・アシスタント)雇用やTA(ティーチング・アシスタント)の充実を図ること、博士課程(後期)学生のRA雇用及びTA雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められている。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程(後期)学生を積極的にRA・TAとして雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めること。

8. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」(平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会) (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm) において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められている。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いする。

また、当該取組への間接経費の活用も検討すること。

9. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきている。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあた

っては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められる。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守すること。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っている。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要である。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がある。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されている。詳しくは下記を参照のこと。

○ 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○ 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

10. その他

- ・事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。
- ・その他、この公募要領及び委託契約事務処理要領に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜適切に協議するものとする。